

病床の機能分化に向けた医療連携推進コーディネーター配置事業実施要綱

1 目的

この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条に基づき策定した県計画に基づき、地域の病床機能分化の促進及び質の高い在宅医療提供体制の確保を図るための事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

地域包括ケアシステムの構築に向け、各地域で目指すべき医療提供体制についての検討が進んでいるが、その検討にあたっては地域の医療介護関係者による具体的な議論が不可欠である。

そこで、郡市医師会等に在宅医療の供給についての検討や病院・行政等との各種調整を行う人材（以下「医療連携推進コーディネーター」という。）を配置し、次の取組に従事することにより、地域の病床機能分化の促進及び質の高い在宅医療提供体制の確保を図る。

なお、地域で在宅医療に取り組む医師及び行政機関（保健所・市町村）との対話は、地域の医療提供体制のあり方の検討にあたって不可欠であることから、（１）～（３）については必ず実施すること。

（４）～（７）については、事業の進捗状況に応じて適宜実施すること。各項目の趣旨に合致する取組であれば、例示の取組以外も実施可能とする。

（１）管轄保健所との定期的な意見交換（月１回程度）

コーディネーターは、地域の課題解決に向け多様な職域・立場・組織の関係者へのアプローチを行う。そのコーディネート機能を十分に発揮するためには、地域の医療提供体制の現状について自身で調査する他、行政（管轄保健所・市町村）からの情報提供により、常に最新の状況を把握しておく必要がある。特に、管轄保健所とは定期的に情報共有・意見交換を行い、本事業で取り組むべき事項や目指す方向性について共通認識を図ること。

（２）医師との対話を通じた課題把握

在宅医療に取り組む医師と対話し、日々の業務の現状・課題・疑問・思い等を把握する。

併せて、地域の医師による意思決定の場（例：郡市医師会理事会等）へ参画し、コーディネーターが把握した課題の共有・意見交換を行い、本事業で取り組むべき事項や目指す方向性について共通認識を図ること。

（３）圏域又は市町村単位での医療介護連携に向けた会議への参画等

保健所・市町村主催の地域の医療提供体制を検討する場（保健医療対策会議医療介護連携部会等）へ出席し、医療介護関係者へコーディネーターの役割や取組の方針について報告を行い、事業実施への理解・協力を仰ぐ。

上記に加え、申請主体が地域の医療介護関係者を招集し、本事業を効果的に展開するための会議体を設置・運営することも可能とする。

（４）地域の医療介護資源の把握と分析

限りある医療介護資源の効率的活用のため、病院、診療所、訪問看護ステーション、介護施設

等の機能や課題を把握し、関係者へ共有する。

(取組の例)

- ・地域の医療介護資源の把握と情報提供（関係機関向けの広報媒体の作成等）
- ・地域の病院、診療所、訪問看護ステーション、薬局、介護施設等への訪問による課題把握
- ・各取組により把握した課題の分析と共有（見える化）

（５）医師の在宅医療への取組促進に向けた環境づくり

医師の高齢化・後継者不足等により個々の負担が増大する中、医師間連携に資する取組の実施を通じて、在宅医療に取り組む医師の負担軽減や在宅医療についての相互理解を図る。

(取組の例)

- ・訪問診療に取り組む医師間の連携に向けた研修会の開催（症例検討等を通じて連携上の課題について議論し、解決策を模索する等）
- ・休日や夜間における当番医制・看取り代診医派遣の運用に向けた検討会
- ・病院が後方支援機関として受入れを行うための具体的な仕組みづくりに向けた病院医師・開業医の意見交換会（在宅・施設看取り希望者の救急搬送を含めた対応方針の決定など）
- ・医療情報ネットワークの活用やオンライン診療の実践に向けた勉強会の開催 等

（６）医師と他職種との連携強化

医師（医科）とその他職種（歯科医師、薬剤師、訪問看護師、リハビリ専門職、ケアマネジャー等）との職場・職種の垣根を越えた連携体制の構築に資する取組を実施する。

(取組の例)

- ・訪問看護師の役割や連携について理解を深めるための医師向け研修会
- ・訪問薬剤師と医師との服薬管理に関する意見交換会
- ・病院・訪問看護ステーション・介護施設等の多様な職場における看護職員同士の連携に向けた意見交換会
- ・多職種の顔の見える関係づくりを目的とした交流会
- ・ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）の医療介護現場での実践に向けた研修会

（７）地域住民への普及啓発

在宅医療や介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進する。

(取組の例)

- ・ＡＣＰの普及に向けた住民向け講演会
- ・地域で罹患率の高い疾病の要因分析と重症化・再発予防に向けた普及啓発

3 実施主体

この事業の実施主体は、県内郡市医師会とする。

（郡市医師会の推薦によりその他適当な者（団体）を選出する場合は、この限りではない。）

4 留意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、地域の郡市医師会、市町村、病院等の関係機関が十分に意思疎通を図り、必要な連携を行うようにすること。
- (2) 郡市医師会以外の機関が事業実施する場合は、事業計画書に郡市医師会との連携内容がわかる書類を付し、提出すること。
- (3) 事業の目的を達成するため、郡市医師会の範囲を超えた周辺隣接市町村又は圏域単位での取組についても、管轄保健所とともに検討すること。
- (4) 本事業の実施期間は、コーディネーターの配置後、原則36か月以内に限る。ただし、コーディネーターの取組を通して把握した課題への対応策について、継続して実施する必要がある場合、この限りではない。

5 事業効果の測定など

- (1) 県は、各地域のコーディネーターを集めた事業報告会の開催や島根県医療連携推進アドバイザーの派遣により、事業の進捗状況を把握する。また、島根県保健医療計画の進捗状況により、本事業の効果について継続的に検証していくものとする。
- (2) その他、事業実施主体が独自の取組目標を設定する場合は、島根県保健医療計画及び島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画等の各種計画との整合性を図ること。

(参考) 島根県保健医療計画 第5章第2節「在宅医療」における評価指標

項 目	現 状	中間実績	目 標※		令和4年3月現在における 直近把握数値
			令和2 (2020) 年度末	令和5 (2023) 年度末	
①訪問診療を実施する診療所・病院数	270カ所 (平成27(2015))	269カ所※ ² (令和元(2019))	287カ所	304カ所	273カ所※ ² (令和2(2020))
②訪問診療を受けている患者数	5,769人 (平成27(2015))	5,977人※ ² (令和元(2019))	6,132人	6,496人	6,069人※ ² (令和2(2020))
③退院支援ルールを設定している二次医療圏域数	3圏域 (平成29(2017))	5圏域 (令和2(2020))	7圏域	7圏域	5圏域 (令和3(2021))
④在宅療養後方支援病院数	4カ所 (平成29(2017))	5カ所 (令和2(2020))	7カ所	7カ所	5カ所 (令和4(2022))
⑤在宅療養支援病院数	7カ所 (平成29(2017))	7カ所 (令和2(2020))	9ヶ所	9ヶ所	7カ所 (令和4(2022))
⑥在宅看取りを実施している診療所・病院数	110カ所 (平成27(2015))	102カ所※ ² (令和元(2019))	114カ所	118カ所	112カ所※ ² (令和2(2020))
⑦24時間体制を取っている訪問看護ステーション数	58カ所 (平成27(2015))	70カ所 (平成30(2018))	60カ所	62カ所	86カ所 (令和3(2021))
⑧機能強化型訪問看護ステーション数	0カ所 (平成29(2017))	3カ所 (令和2(2020))	1カ所	2カ所	4カ所 (令和4(2022))
⑨訪問歯科診療を実施する歯科診療所数	102カ所 (平成26(2014))	109カ所 (平成29(2017))	106カ所	109カ所	109カ所 (平成29(2017))
⑩在宅療養支援歯科診療所数	116カ所 (平成29(2017))	87カ所 (令和2(2020))	120カ所	124カ所	87カ所 (令和4(2022))
⑪訪問薬剤指導を実施している事業所数	88カ所 (平成29(2017))	159カ所 (令和元(2019))	91カ所	94カ所	159カ所 (令和元(2019))

6 県の補助

県は、予算の範囲内で、本事業に要する経費について、別に定める基準（交付要綱）により補助するものとする。

7 その他

この事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附則 （平成30年3月23日医第1347号）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則 （令和4年3月24日医第1829号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

病床の機能分化に向けた医療連携推進コーディネーター配置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 1 県は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条に基づき策定した県計画に基づき、地域の病床機能分化の促進及び質の高い在宅医療提供体制の確保を図ることを目的として、病床の機能分化に向けた医療連携推進コーディネーター配置事業費補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象事業)

- 2 この補助金は、「病床の機能分化に向けた医療連携推進コーディネーター配置事業実施要綱」に基づき実施する事業を交付の対象とする。

(事業者)

- 3 交付対象事業を実施できる者は、県内の郡市医師会等とする。

(補助対象経費等)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 別表の第3欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額と、第2欄に定める基準額と比較して少ない額を交付額とする。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。
 - (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で単価が50万円(補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円)以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - (9) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けなければならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
 - (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費

税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第４号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（補助金の交付申請）

- 6 この補助金の交付を受けようとする者は、様式第１号及び別表の第６欄に掲げる申請添付書類を知事に提出するものとする。

（事業内容の変更等の申請）

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、様式第２号及び別表の第６欄に掲げる申請添付書類に準じる書類を知事に提出するものとする。

（補助事業の事前着手）

- 8 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（１）前記ただし書に該当する場合は、様式第５号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の概算払）

- 9 この補助金は、知事が必要と認めた場合には概算払をすることができる。補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、様式第６号を知事に提出するものとする。

（実績報告）

- 10 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

（１）補助事業者は、規則第１０条の規定により実績報告を行おうとする場合には、様式第３号及び別表の第７欄に掲げる書類を知事に提出するものとする。

（２）（１）の実績報告書は、当該補助事業の完了した日から起算して１ヶ月を経過した日又は事業完了年度の３月３１日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

（補則）

- 11 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附則 （平成３０年３月２３日医第１３４７号）

- 1 この要綱は、平成３０年４月１日から適用する。

附則 （令和２年３月２０日医第１６９０号）

- 1 この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

附則 （令和３年１２月１日医第１２３７号）

- 1 この要綱は、令和３年１２月１日から適用する。

附則 （令和４年３月２４日医第１８２９号）

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

別表

1 事業区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補助率	5 事業者	6 申請添付書類	7 実績添付書類
病床の機能分 化に向けた医 療連携推進コ ーディネータ ー配置事業	1 事業主体あたり (年額) 4, 0 0 0 千円 ただし、実施要綱第 2 条 (4) ～ (7) に規定する 取組を行う場合、その項目 ごとに 2 5 0 千円を加算 する。 また、実施要綱第 5 条に規 定する島根県医療連携推 進アドバイザーの派遣に かかる費用については、上 記基準額とは別途、支給す る。	事業の実施に必要な給与費(常 勤職員給与費、非常勤職員給与 費、法定福利費)、諸謝金、賃 金、旅費、需用費(消耗品費、 印刷製本費、会議費等)、役務 費(通信運搬費、雑役務費)、 委託料、使用料及び賃借料、備 品購入費等	10/10 以内	県内郡 市医師 会等	別紙 1 - 1 別紙 1 - 2 別紙 1 - 3 (申請者が郡市 医師会以外の場 合、郡市医師会と の連携内容がわ かる書類も必要)	別紙 3 - 1 別紙 3 - 2 別紙 3 - 3